

新潟県条例第53号

新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(設置等)			(設置等)		
<b>第2条</b> 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。			<b>第2条</b> 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。		
名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町村	名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町村
(略)			(略)		
魚野川流域 下水道	(略)	魚沼市	魚野川流域 下水道	(略)	魚沼市
	堀之内処理区			堀之内処理区	
			<b>国府川流域 下水道</b>	<b>国府川処理区</b>	<b>佐渡市</b>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。